

さいたま市告示第425号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
さいたま春日部線	さいたま市大宮区桜木町二丁目453番地先	前	14.94	108.11
	さいたま市大宮区桜木町二丁目403番1地先		～ 15.47	
	さいたま市大宮区桜木町二丁目453番地先	後	14.94	108.11
	さいたま市大宮区桜木町二丁目403番1地先		～ 15.81	
さいたま幸手線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天1343番1地先	前	7.66	26.89
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天1344番4地先		～ 13.72	
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天1343番1地先	後	10.31	26.89
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天1344番4地先		～ 15.23	
新方須賀さいたま線	さいたま市緑区大字南部領辻字メ切2602番2地先	前	8.85	104.61
	さいたま市見沼区片柳東18番地先		～ 10.50	
	さいたま市緑区大字南部領辻字メ切2602番2地先	後	11.20	104.61
	さいたま市見沼区片柳東18番地先		～ 16.10	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
I第283号線	さいたま市南区太田窪五丁目1611番21地先	前	1.84	5.81
	さいたま市南区太田窪五丁目1611番2地先			
	さいたま市南区太田窪五丁目1611番21地先	後	2.92	5.81
	さいたま市南区太田窪五丁目1611番2地先			
J第123号線	さいたま市緑区道祖土四丁目389番3地先	前	3.82	20.10
	さいたま市緑区道祖土四丁目392番3地先			
	さいたま市緑区道祖土四丁目389番3地先	後	4.00	20.10
	さいたま市緑区道祖土四丁目392番3地先			

1 0 0 1 9 号 線	さいたま市大宮区大成町一丁目 99 番地先	前	7.59 ～ 20.07	377.76
	さいたま市大宮区桜木町三丁目 21 番 3 地先			
	さいたま市大宮区大成町一丁目 99 番地先	後	16.00 ～ 31.12	377.76
さいたま市大宮区桜木町三丁目 21 番 3 地先				
3 0 0 3 4 号 線	さいたま市大宮区大成町一丁目 234 番 1 地先	前	9.95 ～ 10.00	65.07
	さいたま市大宮区大成町一丁目 229 番 2 地先			
	さいたま市大宮区大成町一丁目 234 番 1 地先	後	10.00 ～ 17.11	65.07
	さいたま市大宮区大成町一丁目 229 番 2 地先			
3 1 8 8 2 号 線	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 5 地先	前	3.64 ～ 3.81	93.30
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2681 番 5 地先			
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 5 地先	後	3.82 ～ 4.01	93.30
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2681 番 5 地先			
3 1 8 8 2 号 線	さいたま市西区大字指扇字赤羽根 2511 番 12 地先	前	3.64 ～ 3.83	194.56
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 21 地先			
	さいたま市西区大字指扇字赤羽根 2511 番 12 地先	後	3.64 ～ 4.03	194.56
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 21 地先			
3 3 6 9 号 線	さいたま市岩槻区大字横根字池組 385 番 1 地先	前	3.30 ～ 3.34	157.47
	さいたま市岩槻区大字横根字池組 395 番 1 地先			
	さいたま市岩槻区大字横根字池組 385 番 1 地先	後	4.00	157.47
	さいたま市岩槻区大字横根字池組 395 番 1 地先			